

## 第56回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 令和元年12月24日(火曜日) 午後2時～午後3時15分
- 2 場 所 県防災新館オープンスクエア
- 3 出席者 委員(敬称略) 青木進、足達郁也、石井信行、江口英雄、風間ふたば、岸いずみ、輿水達司、後藤聡、小林拓、小宮山稔、佐藤繁則、鈴木孝子、竹内時男、塚田豊、永井寛子、萩原雄二、平塚明美、藤田義治、望月一二、望月幹也、山本紘治、湯本光子、横内幸枝、若林祐斗、渡部美由紀、渡邊雄司
- 4 傍聴者等の数 6人
- 5 次 第
  - (1) 第56回山梨県環境保全審議会
    - ア 開会
    - イ あいさつ
    - ウ 議事
  - (2) 閉会

議事に付した事案の件名

[審議事項]

- (1) リニア中央新幹線騒音に係る環境基準の類型当てはめについて
- (2) 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく、指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定について



14:00

## 1 開 会

司 会

定刻となりましたので、ただ今から、第56回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

まず、出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。本日は、そのうち、27名の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを御報告します。

なお、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第7条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

## 2 あいさつ

### 森林環境部長あいさつ

森林環境部長

◆森林環境部長あいさつ◆

### 会長あいさつ

会 長

◆会長あいさつ◆

司 会

それでは、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第1項の規定により、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いいたします。

## 3 議 事

### 審議事項

会 長

はじめに、審議事項（1）の「リニア中央新幹線騒音に係る環境基準の類型当てはめについて」を議題とします。これは、知事の諮問に基づくその他の審議事項です。この件について、事務局から説明をお願いします。

大気水質保全課長	◆審議事項（１）資料により、大気水質保全課長が説明◆
会 長	事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委 員	<p>前回の時も申し上げたのですが、もうくどいように何度でも言おうと思って、これももう当てはめは国の基準なので仕方がないんですよ。もうこれ以上しようがないというのはわかっていますし、農地の部分も基準を当てはめようっていうのは、いいと思いますけども、この70デシベルっていうのは、そんなに静かではないんですよ。</p> <p>ネットとかで皆さんも調べればすぐわかると思いますけど、うるさい事務所の中ぐらいの音なんですよ。だから、リニアが通る場所はもともとすごく閑静なところを通っていくので、県として、国の基準はこうだけれども何か他のことをしっかりと考えないと、皆さん納得されないと思うんですよ。国の基準は仕方がないので、県としては何かやらざるをえないということを、改めて言わせていただきます。よろしくをお願いします</p>
委 員	<p>今の70デシベルの件ですけれども、県の方で市町村の方に説明をなされたと思いますが、その時に市民の方々がそれを理解したかどうか。この間知り合いのところへ行きましたら、「どのくらいの音ですか」ということを問われたものですからね。その辺のところも説明会で地域住民の方々に理解してもらえるかどうかということの問い合わせです。</p>
大気水質保全課長	<p>まず、一般的に既存の電車の車内の音が70デシベルぐらいで、先ほどうるさい事務所というお話も石井委員の方からございました。問い合わせに対しては、丁寧に説明をしていく予定でございます。また、県のホームページ等で公開をしておりますので、それを紹介するなりして、きちんと住民の方の理解を得ていくような努力をして参りたいと考えております。また、70デシベルについて、県の対応はというお話でございますが、リニア騒音は概ね3.6分に一本、3秒間続きます。中型車が道路の前を通る程度の音というふうにも考えられます。今後、環境基準がきちんと守られているか、騒音測定をして評価をしたり、実際に住民の方からその音に対する何らかの苦情等が寄せられれば、それに対して、関係事業者への指導も含め、対応していきたいと考えております。</p>

委員	もう一つ付け加えると音はデシベルだけの問題じゃなくて、どんな音なのかというのもあると思うので、そこもきちんとやってください。お願いします。
大気水質保全課長	おっしゃる通り音の種類ということで、人によっても感じ方がいろいろ変わってくるかと思います。そういうことにつきましても、住民の方の声に耳を傾けてですね、その感覚も含めて対応していくように努めて参りたいと思います。
委員	前回、説明があったのかもしれませんが400mっていう距離はどういう考え方なのか説明していただければありがたいんですが。
大気水質保全課長	音ですので、距離減衰によって音が小さくなります。リニアの環境アセスメントで出された資料ですとか現場で実測をした音を踏まえ、距離減衰を検討いたしまして、リニアが3.5mの防音壁で、フードをかけずに走った時に、400m離れば、距離減衰で70デシベルを下回る距離ということで400mを出しております。
委員	今の説明ですと、400mの一番端っこのところの人は、70デシベルまで下がるっていうそういう説明ですか。例えば200mのところの人はもっと何か70デシベルではなくて、90デシベルぐらいになってるという理解でいいんでしょうか。
大気水質保全課長	距離につきましては、その通りでございますが、今回の当てはめは400m以内の地域にすべて当てはめますので、例えば100m200mでも、基準としては70デシベルという基準を当てはめることとなります。
会長	なぜ400mにしたかっていうのは、実測等で400mのところまでいけば、70デシベルになると。だけれどもこの当てはめは、本当にその近くから400mのところまで全部含めて、70デシベル以下に下さいよと、そういう当てはめをしたいということですね。
委員	2つあります。まず1つ目ですけれど、例えば2ページの図で見ますと、トンネル出入口については中央150mということで、笹子トンネルがありますから、中央部分に150mということで、この幅が400mで両方800mとでご説明ありました。図を見ますと150mにはちょっと見えないんですけど、400mに近いぐらいの四角の枠が入ってると思うんですけど。これは正確ではない図でよろしいんですか。

<p>大気水質保全課長</p>	<p>トンネルの出入口からトンネル方向に150mは音が回ってきますので、そこまで含めて当てはめをしております。この図はその150mも含めて正確に落としてあるものです。</p>
<p>委 員</p>	<p>例えばこの笹子トンネルの入口の初狩駅で、左に小さい長方形、右に大きな長方形ありますが、左がトンネルの出入口だとしますと、中央方向に150mのこの長方形の横の長さと、縦の800mだから半分の400mの長さで、長さが合わないんですけど、そういう意味ではこの正確ではない図ということですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>2つの四角はトンネルが近いんでこうなっておりますが、そのセットバックの150mずつは左右に考慮をしております。</p>
<p>委 員</p>	<p>150mを含めた図ということですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>そうです。150m含めた図です。四角の黒枠が両側150m含めた図になっております。</p>
<p>委 員</p>	<p>わかりました。150m全部含んでいるということですね。その間の四角の間には家がないということですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>初狩のトンネルまでの間はないことになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>家があるから150m長くなっているということですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>この2つの黒枠の真ん中はトンネル区間になっております。</p>
<p>委 員</p>	<p>真ん中がトンネルからですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>そうです。トンネルから出てすぐ地上部になってまたすぐトンネルになってまたすぐ地上部に出ると、そういう形状になっております。</p>
<p>委 員</p>	<p>トンネル間に家はあるんですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>トンネルの上部に多分ないかと思いますが、少なくともトンネルの上部につきましては、音が150mセットバックして、それに入らない地域につきましては、音は少なくとも70デシベル以下になりますので、そこは当てはめをする必要がないということで抜いてあります。</p>

委員	そうすると横流し150mになりますよね。寸法が合わない。そこだけお聞きしてるんですけど。
大気水質保全課長	150mずつ、左右含めて記載をしております。
委員	ということは300mの長さですか。
大気水質保全課長	委員がおっしゃってるのは、この2つの四角の中央部分が300mないということですか。
委員	最初聞いた質問は、左の長方形の長さが150mとすると、縦が800mと説明がありましたので、ちょっと長過ぎませんか。
大気水質保全課長	左側の四角につきましては、いわゆる左側150mと右側150mをそれぞれ含め300mちょっとぐらいの距離になってるかと思います。
委員	明かりの部分に家があるような部分だから、連続指定でやっているわけですね。
大気水質保全課長	そういうことでございます。
委員	明かりがあるということですね、わかりました。すべて合ってるということですね。2つ目の質問ですけれども、150mの根拠を教えてくださいませんか。
大気水質保全課長	150mにつきましても音の回折を考慮しまして、距離減衰で150m行けば70デシベルを下回るということで、トンネルの入口から150mセットバックしたところまでを当てはめの区域としています。
委員	トンネル坑口はいろんな構造物等でちょっと状況が違うんですけども、最小値というか、いろんなケースで計測されて、実測的に得られたデータから150mということですか。
大気水質保全課長	回折については、実測まではしてはおりませんが、いわゆる理論値として計算し、150mという数字を出しております。
委員	トンネル坑口はどういう状況で計算されたかわかりますか。坑口ですからトンネルと山までの距離とか減衰に効くと思うんですけども。

<p>大気水質保全課長</p>	<p>トンネル坑口につきましては、J R 東海から協議の中で提供していただいた坑口の形状をもとに検討をしております。</p>
<p>委 員</p>	<p>音は水面の波紋と同じで、例えば石を投げると波紋が広がるのと同じなんですね。点から出る音っていうのは、直角方向は400mあって、進行方向は150mになるんですか。例えば、坑口の形によって違うと思いますけれども、それを音源からかたや400mとかたや150mという根拠を教えてくださいたいのですが。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>音につきましては、自由空間では距離は波紋のように、距離によって減少してきますが、直角より後方につきましては、回折することによって減衰が強まりますので、そういった面を考慮して150mという400mより短い距離としています。</p>
<p>委 員</p>	<p>もし分かれば、他県のこの環境基準の類型当てはめについてご存知のことがあったら教えてください。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>まず、神奈川、長野、岐阜とも軌道中心から400m以内は同じでございます。神奈川県につきましてはI 類型II 類型の区域ですが、地上走行箇所が1.3kmという非常に短いこともありまして、全部I 類型になっております。岐阜県はトンネル以外の地上部が9ヶ所で延べ6.5kmになりますが、山梨県のやり方と同じように、1種及び2種で、騒音規制法をもとに区分けしています。ただし、森林法で定める森林計画の対象地ですとか、農業振興地域、いわゆる農用地を抜く形で指定をしております。山梨県よりゆるい場所が多い形になっております。長野県は、今まだ検討してる最中ということです。</p>
<p>委 員</p>	<p>実際に実験線で実測されてどれぐらいの騒音レベルなのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>今の質問は、実測されたデータを使っただけの距離等ということですので、当然70デシベルよりも少ないか或いは同程度というようなデータが出ているかと思えますけれども、何かそのあたりで付け加えるところがございますでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>軌道からの距離が150m離れて、71デシベルぐらいです。275m離れますと、68とか67デシベルぐらいになります。これは防音壁があったところで、かつ7両編成での測定値になります。営業車両は16両編成になるかと思いますが、7両編成で走ったときの騒音レベルが先ほどの</p>



<p>委員</p>	<p>195m離れて70ないし71デシベル、275m離れて68ないし67デシベルになります。</p> <p>実際に実験線付近に住まわれている方からうるさいとか特に問題ないとかそういった意見は上がっているのでしょうか。実際に71デシベルを記録してるわけですよね。ちょうど基準値ぐらいなのですけども、人によって感じ方が違うと思います。もしなにかご意見が寄せられているのであれば、数字だけ言われても想像がつかないので、実際に体験された方がどう感じられているのか教えていただきたい。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>騒音の苦情につきましては、市町村に行きますので、県がその状況を細かに把握しているという状況ではございません。市町村にまるっきり苦情がないという話は聞いてはおりませんが、大きな苦情があつて県も含めて対応しているという状況ではありません。</p>
<p>委員</p>	<p>2点お聞かせをいただきたいんですけども、この図面を見ると、Ⅰ類型、Ⅱ類型、当てはめなしが混在していますが、実質はⅡ類型であっても当てはめなしであっても、おそらくリニアが通る速度をそこで落としたりするわけではないと思いますので基本的には全部70デシベルなのかなと思いました。それともう1点、70デシベルっていうのを計算上の値でやるのか、それとも実測でやるのか、その辺をお聞かせください。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>70デシベルの確認方法につきましては、営業を開始しますと代表地点を決めまして、そこで実測をし、ピークレベルを測りまして、それを平均して環境基準と比較することを予定しています。</p>
<p>委員</p>	<p>平均ということは、それを上回っていても、下回ってところがあれば平均で70デシベルを下回っていればいいということなんでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>70デシベルの平均とは、環境基準の評価の仕方としてリニアを連続して20本の走行のピークレベルをとって、それを平均するという意味です。評価するのは、その代表のポイントごとになります。代表地点につきましては、今後の状況を含めて何ポイントで測定するのがいいかについては適切に検討していきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>環境基本法も騒音規制法も人に対するものですよね。生態系とかに対</p>

<p>大気水質保全課長</p>	<p>する配慮っていうのは、どこでどういうふうになされる予定なんですか。</p>
<p>会長</p>	<p>生態系につきましてはいわゆる環境基準という面では、生活環境の保全ということで環境基準の対象外となっております。ただし、今後事業者がリニアのアセスメントをしておりますので、必要があれば各調査、対応、措置というのを今後指導していく必要があると考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>委員のみなさんからご質問等もいただきましたし、それから事務局の答弁でもおわかりのように、県としても手探りだと思います。こうした当てはめを知事がしなければならぬということで提案をいただきましたので、ここでは原案通り承認ということで進めさせていただきます。ただし、事務局からもお話がありましたようにモニタリングをし、問題があれば対応をしていくというご答弁があったということも記録に残しまして、皆さんもご記憶に残していただければと思います。これはある意味ではデリケートな部分も含んでいる問題かと思いますが、大勢の方が注意をしながら進めていただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、審議事項（１）の「リニア中央新幹線騒音に係る環境基準の類型当てはめについて」は事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>◆異議なし◆</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>次に、審議事項（２）の「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく、指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定について」を議題とします。これは、山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく審議事項です。この件につきましては、11月21日に「第1回山梨県希少野生動植物種指定等検討委員会」が開催されました。検討委員会での審議結果について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>◆審議事項（２）資料により、みどり自然課長が報告◆</p>

<p>会長  野生希少野生動植物種指定等検討委員会委員長</p>	<p>続いて、山梨県希少野生動植物種指定等検討委員会委員長から補足説明をお願いします。</p> <p>ヒメスズムシソウの条例指定につきましては、11月21日に開催した山梨県希少野生動植物種指定等検討委員会におきまして、意見交換を行いました。その結果、生息地が限られていたり、個体数が著しく少ないことや、園芸目的の採取の恐れが高いことなどから、速やかに条例指定し、保護保全に取り組むべきという結論となりました。</p>
<p>会長  委員</p>	<p>補足説明ありがとうございました。これについて何かご意見等ございますか。</p> <p>指定することに異議はないんですが、DNA鑑定しないとそのものであるかがわからないようなものだと、例えば採ってきてそれがヒメスズムシソウであるかどうかなかなかわからないような状況なのかな。そういった状況で販売目的の採取の禁止とかどのような考え方でやるといいのかなと、難しいなという感想を持ちました。</p>
<p>会長  委員</p>	<p>例えば、すごく似たものを悪意なく持ってきてしまう恐れもあるといったご意見ですか。</p> <p>お店にそのように書いてあれば、これはいけないなっていうのはわかるんですけど、そうではない場合は違反してるとか分からないのではないかと思います。市場の方でも管理されるとは思いますが。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>ご指摘の通り非常に同定が難しいというところで、例えば他の種と間違っ取引をしたり、買ってしまったりということも生じる可能性あるかと思うんですけども、私どもとしましてはまずは制限をかける。悪意のものは取り締まりようがないのですけれども、貴重な種であって、保護すべき対象だということを明らかにすることがまず必要だと考えております。これから実効性のある規制方法、監視方法につきましては、専門家の皆様の意見も賜りながら、検討させていただきたいと思いますが、とりあえずは保全が必要なものということで、まずは今回指定をさせていただければと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>ヒメなのかヒメではないのかっていうのは専門家なら見れば多分す</p>

ぐわかると思います。探してる人も結構いるのですぐに分かってしまおうと思います。実はこの発見の1年前に見つけているんですよ。登山道の横に、本当にすぐそこにあったので保護を図る必要がある種ということで、保全対策も指定されてからやっていくかと思うんですけれども。そこで意見ですけれど、実はこのコースはトレランのコースで、すごい高いところ走るトレランなんです。時期的に花が咲いてないことも結構あったり、既に指定されている植物もありますので、できたらそれらの保全のためにトレランをやめて欲しいと。私も植物の詳しい人なんかとも話をして、標高2000m以上走って欲しくないの、そこを歩いてくださいって言ったんです。なぜかという、踏みつけがあるからです。そしたら大会の主催者の方はどうせ走れないから大丈夫ですよってということで結局全然受け入れてくれませんでした。それでこの大会の当日の様子を見に行ったら、普通の登山者や高校の団体の10名ずつ3グループに分かれたりしてきてるんですけど、ランナーがおりてくると、皆さん避けるんです。そうすると登山道は本当に狭いところしかないの、避けた登山者が踏みつけてしまうことが結構あるんです。ここにこういう花がありますっていうと、先ほど言われたように余計に販売目的の採取が心配ですので保全の方法をいろいろと検討していただきたいなという意見です。

委員

ヒメスズムシソウもですね、県内の研究者は発見されてから確認をただけなんです。県外の人たちが結構そのことを知ってるということでこの間の委員会の中でも、写真を撮るために周りの草花を切ってるとかそういう状況があったということです。ですから早いうちにできたら指定をしていただきたい。そして現在の特定植物の中では、植物によっても違いますけれども完全に檻の中に入ってる状況で保護されているという状況になっています。スズムシソウ自体は地生蘭ですから土の中から出てくるということで、蘭科の植物の場合の繁殖は非常に難しいので、なかなか種をまいても発芽しない。蘭菌がないとそこからは出てこないという現状があります。ですので、保護に対しても非常に神経を使っていかなければならないということを思っております。

委員

先ほどの委員の質問に対しての説明を聞いてる限りでは、合理的に納得できないです。要するに同定が肉眼的にあやふやだからDNAをするっていう科学的な方法はいい方法だと思うし、それによって同定ができたっていうことで、今日ここで説明されていますから、野外で曖昧なものを取ろうとしたときに、どういう理由でそれが本

	<p>物が偽物かっていうのがわかるのかってということについては、『経緯について』の資料からいくと、やはりさきほどの説明は納得できません。だからと言って先ほどと同じ質問をしたら、同じような答えになるかと思うので、それをうまく説明をして、ここにいる多くの人が納得できたらいいなっていうのが、質問の1点目です。2つ目は、平成20年3月7日のキタダケソウから始まるリストがあるわけですが、この中でDNAのデータの解析が必要なものがあるのかどうなのかというのが2つの質問です。お願いします。</p>
みどり自然課長	<p>先ほど委員にお答えいただきましたけれども専門家の方が見れば、おそらくそれだということがわかる。それもあって、環境省に最初に報告が行ったんだと思っております。ですけれども、本県で確認がされてこなかったということ。例えば山梨県のレッドデータブックの作成の調査に加わっていただいていた先生方をはじめとして、そういった県内の研究者が確認していなかったということもございまして、ちゃんと調べたほうがいいんじゃないかという中で、最初の一步として極めて慎重な手続きをとらせていただきたいということかと思っております。そういった中で今回あるということがわかって、その特徴が周知されていくことによって、少なくともそういった知識を持って採取もしくは間接利用等をされる方の中では、共通の認識の上で、ヒメスズムシソウがあるんだという認識のもとに答えを見ていけば、ある程度その管理ができていくのかなと考えておりますので、そういった取り扱いを目指すという一步とさせていただきたいと思っております。また、過去指定したものについて、DNA鑑定まで必要なのかどうかという2つ目の質問につきましては、私が承知する限りでは、そこまでのことを必要とするものはないと承知をしております。</p>
委 員	<p>植物の同定は非常に難しいのですが、今までここに出ているものはほとんど発見者が大学等へ標本として収めてあって、それで確認されているというのが現状です。スズムシソウについては先ほど言った通り、県内では初めて見つかったということですから、それを確認しに行くと、県内の研究所はそれが本当にスズムシソウかどうかということにはわかりません。スズムシソウの小さいものだと、形ぐらいしか判断できません。ですので、DNA鑑定しないと種の判断ができないということになると思います。</p>
委 員	<p>最近の分類の方向性がDNAによって細分化される方向になっています。特に私は両生類が専門なんですけれども、両生類の場合には外</p>

<p>会 長</p>	<p>部形態っていうよりもむしろDNA鑑定の方が重要視される傾向になっています。そうすると、確証としてDNA鑑定を欲しかった部分が今回の場合にはありました。そういう意味で、DNA鑑定をしているということです。外部形態でわかったとしても、それは個体変異だって言われてしまうと、なかなか難しい部分があるのでその確証として欲しかったということだと思います。</p> <p>それでは、審議事項（２）の「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく、指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定について」は事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>◆異議なし◆</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p> <p>ただ先ほど各委員からもお話ありましたように、スポーツと野生動植物の保護っていうことについては、このような登山道のすぐ脇に貴重な植物が見つかったっていうようなことも一つの例として問題提起をして、しかるべきところでご検討いただきたいと思います。いくら観光客が来てくれるのがいいと言っても我々のところの貴重な生き物たちがいなくなってしまうのは本末転倒だと思いますので、その辺の調整をよろしくお願いいたします。</p>
<p><b>5 閉 会</b></p>	
<p>司 会</p>	<p>本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。</p> <p>委員の皆様には御審議、ありがとうございました。これをもちまして「第56回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>